

## 令和元年第5回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第2号

令和元年12月4日（水曜日）

---

### 議事日程 第2号

令和元年12月4日（水曜日）午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

- ◇ 高橋久美子君 . . . 1. 町民の健康づくりの推進  
2. 障がい者福祉の充実
  - ◇ 鈴木初夫 君 . . . 1. ゴミ処理について
  - ◇ 鈴木美香 君 . . . 1. 乳幼児の検診について  
2. 子育て環境にたいしての町の取り組みは
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（17人）

1 番	牧 田 直 己 君	2 番	茂 木 法 志 君
3 番	鈴 木 美 香 君	4 番	阿 部 清 君
5 番	高 橋 視 朗 君	6 番	窪 田 金 嘉 君
7 番	本 多 公 保 君	8 番	高 橋 久 美 子 君
9 番	森 健 治 君	10 番	鈴 木 初 夫 君
11 番	石 坂 武 君	13 番	中 島 信 義 君
14 番	阿 部 賢 一 君	15 番	高 橋 市 郎 君
16 番	山 田 庄 一 君	17 番	久 保 秀 雄 君
18 番	小 野 章 一 君		

欠席議員 な し

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高 橋 康 之	書 記	泉 雪 江
書 記	田 村 勝		

## 説明のため出席した者

町 長	鬼 頭 春 二 君	副 町 長	笠 木 淳 司 君
教 育 長	田 村 義 和 君	会 計 課 長	中 島 修 一 君
総 務 課 長	山 岸 正 幸 君	総合戦略課長	桑 原 孝 治 君
エコパーク推進課長	高 田 悟 君	税 務 課 長	岡 田 宏 一 君
町民福祉課長	松井田 順 一 君	子育て健康課長	上 村 真 弓 君
生活水道課長	金 子 喜 一 郎 君	農 政 課 長	原 澤 真 治 郎 君
観光商工課長	宮 崎 育 雄 君	地域整備課長	古 川 文 雄 君
学校教育課長	杉 木 隆 司 君	生涯学習課長	河 合 博 市 君
水上支所長	木 村 伸 介 君	新 治 支 所 長	原 澤 達 也 君



この肺炎球菌ワクチンの制度は、5年で65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、対象者65歳から100歳までの5歳刻みの各年齢になる方で、生涯に1回だけ制度を活用した接種が可能です。国としては、5年間毎年同じ年齢の方を対象に実施することで65歳以上の全員の接種を目指しており、この5年間で、これまで65歳以上の全ての方を対象者に接種の機会が与えられました。しかし、接種率が伸び悩んだため、国は本年度から5年間、すなわち令和5年まで経過措置を延長することを決めました。厚生労働省の検討会では、制度が十分に知られていないのではないかと指摘もされており、さらなる接種率向上のための取り組みを自治体に求めているようです。

そこで、お伺いいたします。当町における平成30年度の接種率と今年度の接種率についてですが、対象者数と接種者の数とともに教えてください。また、どのように対象者の方にお知らせをされていますか。お願いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 肺炎球菌ワクチン接種の取り組みについてのご質問ですが、高橋議員ご指摘のとおり、65歳から100歳の5歳刻みの方に対して、予防接種法における定期接種として行っております。また、本年度は100歳以上の方も定期接種の対象となっております。

接種回数は1回で、自己負担費用は1,200円です。このほか高齢者においては、定期接種対象外の方で町の助成事業を過去に受けていない場合は、接種費用のうち町が4,000円補助し、残りを自己負担をしていただいております。なお、高齢者の自己負担額については、そのように他市町村で協議をして均一料金となっております。

定期接種の状況についてですが、平成30年度の対象者は1,597人であり、接種者は606人で、接種率が37.9%でした。このうち70歳以上の方の接種については対象者が1,262人であり、接種者は456人で、接種率は36.1%でした。また、65歳の方の接種については対象者が335人であり、接種者は150人で、率は44.8%でありました。

また、接種の再勧奨については、広報及び保健事業予定表にて接種を勧めている状況で、個別の再通知等は行っておりません。なお、再勧奨についての近隣の市町村の取り組みなんですけれども、沼田市、片品村、川場村、昭和村もいずれも行っていない状況です。

今後も定期接種及び任意接種によって、感染及び罹患時の重症化の予防を行っていきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） ちょっともう一度確認なんですけれども、65歳に新たになられた方にも個別の通知はされていないということでよろしいんですね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 5歳刻みでやっていますから、65歳の方には通知は出ていると思います。

議長（小野章一君） 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) はい、わかりました。

個別の通知はされていないということなんですけれども、ただ、やはり確認、65歳でやっぱり今大体半数の方も肺炎予防の接種を受けられていないということなんですけれども、やはり個別に通知をするということは非常に大事ではないかと思えます。やはり皆さんいろいろお忙しい中で過ごされていますし、確実に対象の方に通知が行かないとやっぱり漏れてしまうということもあると思えますので、やっぱり国としてもその精度を上げたいということで、さらに5年間この制度を延長したわけですから、やはりぜひ個別接種ということで、まず65歳の方には、ともかく初めてその年齢を迎えた方には個別勧奨という形ですということに対してはいかがでしょうか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 先ほども言ったんですけれども、65歳の方については初めてですから、それは個別に通知は差し上げているというふうに。

(「65歳はしているんですね」の声あり)

町長(鬼頭春二君) はい。

ただ、そのときに通知受けても予防接種を受けなかったという方について、再勧奨の通知はしていないということです。ですから、1回は通知しますけれども、それで受けられなかった方については、2度目の通知はしていないということです。

議長(小野章一君) 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) でも、肺炎予防には本当にやっぱり有効なワクチンなので、本当にいろいろな機会を使っていただいて、丁寧に周知をしていただくということがすごい大事になると思えますので、また、その辺のところの勧めをぜひよろしく願いいたします。

次に、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス、一般的にはHPVと呼ばれていますが、このHPVワクチンの接種の現状と取り組みについてお伺いをいたします。

子宮頸がんは若い女性、20歳から39歳がかかるがんの中では、乳がんに次いで多く、年間1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人もの女性が亡くなっています。そして、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスというごくありふれたウイルスで、性交経験がある女性の80%が50歳までに感染を経験すると言われていています。日本では女性の約74人に1人が生涯にかかるリスクがあります。

HPVの感染を防ぐことで子宮頸がんを予防するHPVワクチンが開発され、現在、世界で70カ国以上の国がプログラムとして接種を行っています。日本でもHPVワクチンは2009年12月に承認され、2013年には国の定期接種となりました。しかし、接種後に副反応として発熱や接種した部位の痛みや腫れ、それらに加えて激しいけいれん、歩行障害などの重い副反応がまれに生じるとの報告により、2013年6月より自治体による積極的勧奨が差し控えられています。

そこで、お伺いしますが、当町における本年度の対象となる小学校6年生から高校1年生の接種人数と接種率をお答えください。また、どのような方法で周知されていますか。

お願いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 子宮頸がん予防ワクチンの接種に関しては、厚生労働省より平成25年6月に積極的に受診勧奨をすることを控える旨の通知が出されております。

子宮頸がん予防ワクチン接種の対象者は、小学校6年生から高校1年生の女子となっております。令和元年度の対象者は320人です。現在当町ではこの通知を受け、中学1年生の女子にワクチンについて周知を図るためにお知らせを郵送しております。

また、接種を希望される方に対しては、保健師が留意点等を保護者に説明し、副反応を理解した上で接種していただいております。なお、当町においては、11月20日時点で副反応の報告はございません。

接種件数は昨年度延べ13件でした。国の通知以降は接種者の少ない状況が続いておりますけれども、今後も国の指導に基づき、保護者の理解を求めながら、接種希望者が接種できる体制を維持していきたいというふうに思っています。

予防接種の周知は、年度当初に国が接種を勧奨している接種期間である中学1年生女子に対して、接種機会があること、接種を受ける際の留意点、接種を希望した場合の受け方等のお知らせを個別に郵送し、予防接種について知らずに接種機会を逃してしまうことのないようにやっております。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今ご説明いただいたんですけども、今、当町では対象の方が320人ということで、昨年は13人の方が受けられたということでございます。今、全国レベルでもワクチンが承認された直後の接種率というのは70%あったわけですけども、それが今は1%未満までに激減しているという状況だそうです。

対象年齢に近いお嬢さんをお持ちのお母さんに、このことについてお話を伺いました。高校2年生だそうですけども、接種は受けなかったとのこと。やはりニュースで流された副反応の重篤の姿が脳裏に刻まれていて、受けさせる気持ちにはとてなれなかったということで、何人かのお母さんにやっぱり聞いたんですけども、そのようにおっしゃってました。

そしてまた、通知も中学1年生のときだったので、なかなか本人の意思も確認できる年齢ではないですよということと、そして何よりも正確に判断できる情報というのがないので、なかなかやっぱり踏み切れないうですよということ、そういうお話をお伺いしました。

非常に判断できる情報というのがやはり大切だと思います。そして、このHPVワクチンの定期接種に関しては、市町村による積極的勧奨は今のところ差し控えられてはいるわけですが、一方で、現時点でも市町村には接種対象者の保護にしっかりと勧奨する義務というのはあるわけで、確実な周知もやっぱり求められています。

千葉県のみすみ市などは、個別の通知とともに判断する資料となるリーフレットを一緒に送付しているそうです。そして、それは高校1年生のときにするらしいんですけども、やっぱり当町としても定期接種の権利がなくなる高校1年生の女子に対して、そのような

助成期間の終了のお知らせという形で、個別に送付するということについてはいかがでしょうか。正確な情報を伝え、家族で率直に話し合っ、最良な選択を下せる環境づくりが大切だと思いますが、この辺について町長の見解をお聞かせください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町からは中学1年生になったときに個別に通知をしていると、それ以降の連絡とか周知はしていない状況ですね。

全国的ないろんな取り組みがあると思いますので勉強させてもらって、有効であれば町としても取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） やっぱり守られる命が守られるという、そういうこのワクチンは取り組みだと思しますので、ぜひともやはりもう1年生のときに通知をいただいて、それでもう高校1年生のときになると、頸がんワクチンのこと自体もちょっともう忘れちゃっていることもあるよねと、やはり保護者の方もおっしゃっていたので、個人で受けるとなると5万円近くお金がかかりますので、やはり中学1年生から高校1年生までの間は時間もありますし、あと、また高校1年生になると、本人としてもいろいろ判断ができる年齢にはなってくると思いますので、ぜひこの点いろいろまた研究をしていただいて、ぜひそういう形でもう一度勸奨していただければと思います。

次に、糖尿病の当町の実態と重症化予防の取り組みについてお伺いします。

現在、国内では糖尿病が強く疑われる成人が、推計で1,000万人に上ることが厚生労働省の平成28年度国民健康栄養調査の結果でわかったとのこと。糖尿病は放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こし、生活クオリティを著しく低下させます。

そして、医療経済的にも大きな負担を社会に強いることとなります。糖尿病の医療費は1.2兆円であり、医科診療医療費の全体の4.4%を占めているとのこと。さらに、糖尿病の合併症である糖尿病性腎症による人工透析には1人月額40万円かかり、年間1.5兆円とのこと。このように、国の医療費全体から見ても大きな課題となっています。

そこで、お聞きしますが、当町における昨年の糖尿病の方の人数と割合、医療費、透析患者数、透析にかかった医療費、また、糖尿病が原因で透析になってしまった方の割合を教えてください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 糖尿病の実態と重症化予防の取り組みについてですけれども、広報11号でお知らせをいたしましたけれども、みなかみ町においても、近年糖尿病及び糖尿病予備軍の方が増加をしております。

昨年度の国保の特定健診受診者のうち、糖尿病であったものは27.9%、糖尿病予備群であったものは14.1%でありました。また、新規人工透析の原因の第1位が糖尿病性腎臓病であります。

人工透析何人になったかというちょっと数字は持っていないんですけれども、これらの

状況を踏まえて、平成29年度から国保特定健診及び後期高齢者健診において血糖値が高く治療をしていない人に対し、保健師が電話や家庭訪問により医療機関の受診勧奨を行うとともに、医療機関からの返信により健康状態を把握しているところでございます。

ことしの3月に群馬県が糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムを策定されました。これは医師会の協力を受けて重症化予防事業が展開できる体制が整ったということでございます。

今後は、このプログラムに沿って住民の健康増進、生活の質の維持及び医療費の上昇の抑制のために、健診による早期発見及び未治療者への受診勧奨並びに健康教育による普及啓発を行って、糖尿病の重症化予防を推進していきたいというふうに思っています。

また、健康づくり教室においては、全町民を対象に糖尿病について正しい知識及び予防法の普及を行っているところでございます。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） ちょっと私のほうで調べさせていただいた資料なんですけれども、これは町としては今606人の方が糖尿病で、医療費として9,243万円かかっているということでお聞きしています。

透析患者数としては、今17人の方がいらっしゃるそうです。医療費としては、先ほどの1人40万円からかかるで計算しますと、年間にしますと8,160万ぐらいかかってくるという、そういう計算になると思うんですけれども。

こういった形で、先ほど町長いろいろ糖尿病についての町の取り組みをお話していただいたんですけれども、ちょっと重複するところもあるかと思うんですけれども、これからの質問で。

糖尿病性腎症の重症化予防のプログラムということは今県でも策定してというお話がありました。このプログラムは糖尿病が重症化するリスクが高くなる医療機関への未受診者、受診中断者について、関係機関からの適切な受診勧奨を行うことにより治療に結びつけ、また、リスクの高い通院患者さんに対しては保健指導を行い、人工透析等への移行を防止することを目的としているということですね。

平成30年より、自治体に対する新たな動機づけとして、保険者努力支援制度が本格施行され、この制度では糖尿病の重症化予防の取り組みが高い配点になっているということで聞いています。2020年度の評価指標には、重症化予防事業の対象者抽出方法について、健診結果のみならずレセプトの請求情報も活用し、特定健診未受診者層や未治療者、治療中断者、治療中の者から、事業対象者を抽出していることが評価項目の一つと明記されています。

そして、さらに今年度厚生労働省の保健課が糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きというのを発表したということなんですけれども、この中で、レセプトを活用することで、健診未受診の人たちの中から糖尿病を中断している人を見つけることができるんだと思うんですけれども、このような国の動きを受けて、当町としては特定健診で要受診となった方へどのような対応をされていますかというところで、先ほども町長がおっしゃっ

ていただいていたけれども、健康教室で糖尿病についてのことを啓発していただいたりとか、あとは保健師の方が訪問指導を行ったりとか、そういう形で当町としてはやっていたというところでよろしいでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） はい、そうですね。国保の特定健診、また後期高齢者健診において血糖値が高く治療していない人に対して、保健師が電話とか家庭訪問で指導をして、医療機関への受診を促しているという指導をしているということです。

議 長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） ここでやっぱり鍵になってくるのが、特定健診を受けられた方はそういう形で保健師さんの指導が入られたり、要するに個別的勸奨をしてくださるので、糖尿病でそういう悪化していくリスクというのは低くなっていくんだと思うんですけども、ただ、健診の未受診者の方の対応がすごい、受けなかった方ですよね、その方の対応が大切になってくると思います。特定健診未受診者で、過去に糖尿病治療歴があり、現在治療を中断している透析ハイリスクの方にも受診勸奨を行うことで、さらに重症化予防が進むと思います。

そこで、お聞きしますが、町では国保対象者のレセプトデータを5年間保存されていると思いますが、直近5年間の糖尿病治療中断者はどれぐらいいるのか把握されていますか。また、直近5年間に糖尿病治療歴があるが、最近1年間糖尿病受診歴がない方の数を教えてください。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 町民福祉課長から答弁させます。

議 長（小野章一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 松井田順一君登壇）

町民福祉課長（松井田順一君） お答えします。

国保データベースシステムというものがございまして、そちらのほうであらゆるデータのほうを管理しております。

不定期受診者ということで、受けたり受けなかったりした方937名、3年未検者については1,834名、合計で2,771名という数字になっております。

議 長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） 確認ですが、これは糖尿病に特化した数字ではないですよ。

議 長（小野章一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 松井田順一君登壇）

町民福祉課長（松井田順一君） お答えします。

糖尿病ということではなく、健診の未受診者、または不定期に受けたり受けなかったりしている人という数字でございます。

議 長（小野章一君） 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) そうしますと、結構な数になるかと思うんですけども、やはりこれは先ほどからも、この方たちが悪化しない形にしていく取り組みというのはすごい大事になってくると思います。

そこで、やはり町民の健康寿命を延ばすことにつながる糖尿病対策を充実させるということは、健康寿命を延ばすことにつながりますし、透析導入を減らすことによる将来の国保医療の適正化にもつながる取り組みです。10年先を見据えた取り組みとしても非常に大切な対策だと思います。

そのために、やはりレセプトを活用した、治療中断者の方にさらにしっかり受診勧奨をしていくということが大事かと思っておりますけれども、その辺について町長の見解をお願いいたします。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) やっぱりいろんなデータがあれば、いろんな指導もできると思うんですけども、まずはやっぱり健診を受けていただくのが一番なんだと思うんですね。健診を受けてくださいとお願いしても、なかなか50%下回るような数字の方しか受けていただけない。まず、そういう数字を上げていくというのも1つだと思うんですね。

さらには医療機関かかっている方であればレセプトも出てきますけれども、かかっていない方もいらっしゃるわけで、そういう方を発見するには、やっぱり健診を受けていただかないとなかなか見つからないというふうに思いますので、健診率を上げることと、あるデータから対象者を絞ってくると、そういった作業も考えられると思いますので、いろんな面から研究、検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長(小野章一君) 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) やっぱりそういうレセプトとかというのを活用は、データとしてしっかり出ると思いますので、先ほどもお答えいただきましたけれども、ぜひそういうデータを活用して、今後推進に当たっていただければと思います。

そして次に、生活習慣病やフレイル予防の取り組みについてお伺いいたします。

健康寿命を延ばすため、生活習慣病の予防とともに今注目されているのがフレイルの予防です。フレイルとは加齢に伴い筋力や心身の活力が低下した状態で、要介護に至る前段階を言います。現在日本では65歳以上の高齢者11.5%がフレイルと言われております。そこで、厚生労働省は来年から75歳以上の人を対象に、新たにフレイル健診の導入を決めたようです。

そこで、お聞きしますが、当町ではどのような取り組みをされているのでしょうか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 活動量計を用いたフレイル、加齢による心身が衰えた状態と言うんだそうなんですけれども、生活習慣病予防の取り組みについてですけども、現在はおとなの運動教室において、歩数計を用いて活動量とエネルギー摂取の関係について指導をしているところなんです。

教室が終了した後は、自己管理において身体活動が継続できるように働きかけをしているところがございます。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今お答えいただきましたが、健康教室とか開催して取り組んでいらっしゃることは大変有意義だと思うんです。しかし一方で、健康教室の参加者がふえないという課題もあると思います。

そこで、やはりフレイルに対するさらなる周知と啓発が必要と考えます。それにより身近なところで予防運動に取り組める環境が重要で、婦恋村では身近な場所に教室をとのことで、フレイル予防のサポーターを育成し、その方たちが主体となり教室を展開しているそうです。サポーターになる人も健康になりますし、集う人も身近な人がやる教室なので楽しく参加ができるということです。当町でもこのような取り組みはできないでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） いろんな取り組みがあるんだと思いますけれども、幅広く情報を収集して、町で取り組めるものがあれば、それは取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） そして、生活習慣病の予防として、誰でもどこでも気軽に取り組める歩く健康に関心が示されています。その中でも、隣町の中之条町が現在までの平成12年より約20年に及んで取り組んでいる中之条研究です。

これは、高齢者の日常的な身体活動と心身の健康に関する疫学的研究と言われています。従来健康づくりにおいては、運動が効果的であることは周知の事実でしたが、どのような運動を、どのように、どの程度行えばよいのかについては言及されていませんでした。このことを長い年月の膨大なデータから明らかにしたのが中之条研究です。

そのポイントが歩くことで、研究の結果、単に歩数を歩くだけでは十分でなく、歩く質も重要であることがわかりました。健康維持、増進、健康寿命を延ばすためには、1年の1日平均歩数が8,000歩以上で、その中にその人にとって負荷のかかる速歩きを20分以上取り入れると効果があるというものです。

歩数と速歩き時間を計測できるのが身体活動計です。中之条町ではこれを65歳以上の方に貸し出し、身体活動計を1カ月に1度、保健福祉センターや健康教室などを利用してデータの取り込みを行い、それぞれの方の健康アドバイスに役立てているとのこと。この取り組みにより、医療費抑制の効果もあったとのこと。

沼田市でも昨年10月よりこの取り組みを始めました。みなかみ町もヘルスツーリズムに取り組んでいるまちとして、全町民の健康のためにも、裏づけのある持続可能なこのような施策を取り入れることはいかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町民の方々、いろんな運動してもらって、健康年齢を維持していくということは町にとっても非常に重要です、本人にとっても重要なことだと思います。いろんな

ことが考えられますので、取り入れられることからやっていきたいという。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） いろいろ調査研究をしていただいて、取り入れられるものはぜひお願いしたいと思います。

次に、障がい者福祉の充実についてお伺いいたします。

この9月に、障害をお持ちのお子さんのお母さん方のお話を聞く機会がありました。お話を伺う中で、通所施設までの送迎の時間のやりくりの大変さ、また、何か出来事があったときにすぐに預けることができない。あとは高齢者のいる家族の方は、その高齢者の方の介護とともにお子さんとの兼ね合いがすごい大変だということ。それから、入所型の施設を検討しても、施設も年配の方が多くてなかなか入所できない。あと、福祉作業所が少な過ぎる等のたくさんの貴重な意見をいただきました。

現在、町では障害のある人の地域生活を支えるための障害者総合支援法に基づいて、必要な障害福祉サービスに係る給付、生活支援事業などを行っていると思います。

また、平成30年度より就労を継続するための就労定着支援、施設、グループホームからひとり暮らしをするための自立生活援助のサービスなどが始まっているようですが、このことは、障害のある人が住みなれた地域で普通の生活が送れるような条件を整えていくことを意図していると思います。

そのような背景からも、お母さんたちの意見からも、町に根差した地域拠点が必要かと思えます。地域活動支援センターの設置も町の第4期の障害者計画には載っていたようですが、今どういう状況になっているか、見解をお聞かせください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、町には障害のある方が利用できる施設として、高校卒業時まで放課後等に利用できる放課後等デイサービスと未就学児に療育を行う児童発達支援を行っているスペースあり、重度の知的障害者の生活介護を行うふらっと、障害のある方が生活支援や就労支援を受けながら働く就労継続支援B型事業所ぴっころがあります。どの施設も定員に達している状況で、介護のデイサービスを利用されている障害者の方も多くいらっしゃいます。

また、知的障害児等の父兄により手をつなぐ親の会が組織されておりまして、障害児の真の幸福を求めて情報交換会、研修会、啓発活動や各種イベント等を開催するなど、積極的に活動していただいております。

また、就労支援については、テラス沼田内にあります障害者就業・生活支援センターコスモス、それからハローワーク沼田で支援を行っています。また、障害福祉サービスを利用されている方には、利根沼田障害者相談支援センターの相談員が就労に向けた支援や就労後の支援を行っている、こういった状況です。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今お答えいただいたんですけども、ただ、やっぱり町の中にそういう交

流の場とか、ピッコロがB型支援の施設になる前まではそういう役目も果たしていたのかとは思いますが、今、町にやっぱりそういった場所がないということが大事なかなと思うんですね。

やはりお一人お一人がそれぞれ障害をお持ちで、その方たちがやっぱりこの町でその人らしく自立して生活できる環境の整備が今求められていると思うんです。

それを支える家族の方の不安とか、あと、またはニーズとか、確かに沼田のテラスにそういう相談の場所はあるんですけども、それでも、なかなかやっぱり距離があるのかなというのはちょっとお話を聞いた中で感じました。やっぱり自分の暮らしている町の中でそういうご家族の方のちゃんと受けてくれる、ワンストップでいろいろ相談できる窓口、あとはまた、本当に緊急の場合にはちょっと預けられるようなそういった施設が大事になってくるかなと思うんです。

今そういう沼田の施設とかもいろいろご紹介いただいたんですけども、そういった詳しいこともなかなか障害者の方たちの中には全部に、自分がちゃんと情報をとりに行かなければ、なかなか活用するのも難しいという現実がやはりあると思うんです。

そのために、やはり障害者の方の地域包括支援の体制というか、高齢者の方は高齢者の地域包括支援が今充実してきていますけれども、障害者の方に対しても、その辺のところの充実が足りないと思いますので、その辺の取り組みをどのように今後されていくか、ちょっと見解をお願いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 関係する皆さんからいろんな意見は町に寄せられているというふうには聞いています。ただ、ではどういったものかというのは、その辺がなかなか皆さん個人個人いろんな要望を持っていますので、それを一本化していくのはなかなか時間がかかるという話は聞いていますので。

いずれにいたしましても、そういう皆さんお困りのことがあれば、町としてもそれは真摯に受けとめて、皆さんがどういった施設、どういった環境をつくれば使っていただけるのか、障害者の方の手助けになるのか、その辺をよく見きわめて、これからのことを考えていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） やっぱり広域での連携もすごい必要になってくると思いますので、利根沼田地域自立支援協議会等のさらなる連携をとりまして、そしてまた、障害者の方のご自身の意見とか、またご家族の意見等、しっかりとまた吸い上げていただいて、この町にとっていい施策というものを考えていただければと思います。

次に、交通費の補助なんですけれども、沼田市とか高山村にはそういう障害者施設に通所する際の交通の補助支援体制があるんですけども、上限5,000円を出していただいているわけなんですけれども、うちの町としても結構遠いところにやっぱり施設ございますので、そういった制度はどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 障害者がいろんな施設へ通うときの交通費とかそういうことなんですか。そういうものは今町はやっていないんだと思うんですね。

今、就労継続支援のB型事業所、いわゆるぴっころですけれども、障害福祉サービスになるため、そこの運営とかそういうものについては、負担なく利用できるようになっていくというふうに聞いていますけれども、事業所に支払われるサービス費は国が半分出して、県と町がその2分の1ずつ出して負担をして運営をしているということで、今現在、そこへ通われている方の経費とか交通費みたいなものは出していないというふうに思っています。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 先ほども言ったように、本当にまた自立と促進を促すために、ぜひ沼田市とか高山なんかもそうやって考えていますので、ちょっと近隣なので、また調査研究していただいて、うちの町にもぜひ取り入れていただければありがたい制度かなと思いますので、またご検討よろしく願いいたします。

次に、災害のことでお聞きしますけれども、やっぱり今回台風19号で、かなり重度身体障害者のご家族とか高齢者の方から、どのように避難していいか戸惑ってしまったという声をお聞きしました。

それで、町には本当に障害者の状況や特性を把握し、その状態に応じた緊急時に災害対策が図れるよう支援体制の整備に努めるとありますけれども、具体的にはどのようなことで取り組まれているか、ちょっと時間があと1分しかないんですけれども、お願いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町の防災計画の中に、要配慮者対策にのっとって支援体制を整えますということをやっています。ただ、具体的にどうやっているんだという話になるんですけれども、特に皆さんから要望のあったことに応えるように対応しているということなんですけれども。

今回の台風19号のときには、民生委員さんをお願いして、自主避難所の開設を要支援者にお知らせいただくということを依頼しました。民生委員さんみずから避難所に送迎をして避難をしてきた方もいらっしゃったようです。

また、避難所に来られても、大勢の方と一緒にいることにストレスを感じて、台風が猛威を振るっている中、帰宅を希望される方もあったようです。避難所の難しさを感じているところですよ。

特に障害をお持ちの方の中には、なれない環境とか、聴覚、視覚の感覚過敏によってパニックを起こす、そういう場合もあるというふうに聞いていますので、いろんな配慮が必要だなというふうに考えております。

議長（小野章一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 要配慮対策ということになると思うんですけれども、本当にやっぱり今関

係する機関でそういう対策協議会などをまずは開いていただいて、これ、今後また、命をやっぱり守る大切な施策なので、取り組みをよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（小野章一君） これにて8番高橋久美子さんの質問を終わります。

通告順序5 10番 鈴木初夫 1. ゴミ処理について

議長（小野章一君） 次に、10番鈴木初夫君の質問を許可いたします。鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ゴミ処理について、大きく分けて3点ほど質問いたします。

最初に、生ごみの取り扱い処理についてお聞きします。

現在、一般家庭から出る生ごみは、赤い袋に入れて堆肥としてリサイクルセンターで販売しております。しかし、事業系生ごみは依然可燃ごみと混ぜ、固形燃料に回していると聞いています。

昨年、固形燃料の運搬費の補正予算のときに組み替え動議を私が出しました。そのときに含水比が50%近くあるという話があり、通常可燃ごみの中には水分はほとんどないものと思っていましたが、事業系生ごみを投入することにより含水比が高くなっていることを初めて知りました。

そこで、町長にお伺いいたします。一般家庭では生ごみを分別しリサイクルに回しているが、事業系生ごみはなぜ可燃ごみと一緒に混ぜて処理をしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 家庭系の生ごみについては、平成28年10月から分別収集を行いまして、平成29年度の実績では456トンがアメニティパークに搬入され、破袋選別、脱水処理後、338トンが資源リサイクルセンターにおいて、牛ふんとの混入による堆肥化が行われております。

事業系の一般廃棄物については、各事業者において収集運搬契約を結びアメニティパークへ搬入されております。平成30年度の実績では、一部食品残渣等を除き年間1,025トンが搬入され、家庭系可燃ごみと合わせ固形燃料化されております。事業系生ごみの分別収集を行う場合、各事業者において分別をしていただく必要がありますので、新たに事業者への負担が発生することになるというふうに考えております。

また、可燃ごみの固形燃料化に当たりましては、現在乾燥行程を経て処理を行っておりますので、ごみ質における水分量については削減対策が必要であるというふうに思っています。

したがって、一般廃棄物の処理経費全体の削減を検討する中で、その手法や分別後

の処理等についても検討する必要があると考えております。

なお、家庭系一般廃棄物においても、分別の徹底にご協力いただけるよう、重ねて広報等を通して周知をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 平成28年10月から赤い袋、無料化で一般家庭の生ごみを収集しているわけですけれども、これはもともとこの目的というのは、私の理解では良質な固形燃料をつくるために分別したというふうに理解しておりました。

ただ、その目的がそういうことであって、事業系の生ごみを一緒に混ぜて含水比を高くしてやっているというのは説明と実際がちょっと違うような気がするんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私の認識と議員の認識がちょっと違うんだと思うんですけれども、分別を始めたのは、ゴミ袋のお金が高過ぎるという話がありまして、それを何とか安くできないかという中で、じゃ、生ごみと分別すれば量が減るから安くなるんじゃないかという認識で私はいました。ちょっと私の認識と生活水道課長の認識が違えば別なので、ちょっと課長からも答弁させます。

議長（小野章一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

家庭系の生ごみの分別ということでございますけれども、1つは資源の町内循環ということがあると思います。それとあわせて、ゴミ経費の削減ということも踏まえて生ごみの分別を行っているということだと思います。

以上です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 課長にすれば、町長の言ったことと違うことはなかなか答えられないと思いますが、随所にいろいろのことは見ますと、良質な固形燃料をつくるためということで、恐らくここにいる議員さんの中でもそういうふうな理解をしている方はいると思います。これを町長の考えと私の認識が違っている、こういうことはよくあることでございます。

それで、事業系生ごみの中には塩や塩分が大変入ってまして、それがダイオキシンの値が高くなっている部分もあると思います。それで、臭気を消すために、生ごみの臭気ですね、それを消すために消臭剤や灯油でそのにおいを燃やしているというんですか、そういうことになっているらしいんですけれども、それは灯油代が莫大な金がかかっているという話を聞いております。年間どのぐらいの量を使って、経費はどのぐらいかかっているのか、その消臭剤と灯油代金の量をお願いしたいと思います。

議長（小野章一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

脱臭につきましては、燃焼によって脱臭を行っているということでございます。現在、消臭につきましては導入をしていないという現状でございます。それで、消臭の燃料ですが、30年度の実績で約4,300万円ほど使用しているということでございます。以上です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 今、灯油代が4,300万かかっているということですが、これを事業系の生ごみを分別することによってこの4,300万という数字がゼロとは言いませんが、減らせると思うんですけども、こういうことをやはり少しずつ気を使いながらやっていってほしいと思います。

私はいずれにしても、この奥利根アメニティのごみ処理については多額の金額がかかっているということで、幾らかでも経費を削減できるような方法をとっていただきたいと思っております。

それで、こういういろいろな話でやっている中で、今後、処理方法を独自の処理方法といたしますか、そういうものを何か考えていることがあったらお願いしたいと思いますが、どうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） アメニティパークのごみ処理については、多額の経費がかかっているということは認識していますし、それを少しでも削減していきたいというふうな気持ちはもちろん持っていますけれども、あぁいった施設ですから簡単に転換がきくとは思いませんけれども、いずれにいたしましても、そういった処理経費全体の削減をやっぱり検討していかなければというふうに思います。それにはどういった姿勢があったり、どういったことを町民の皆さんに協力していただければいいのか、そういったことは当然検討していかなければならないですが、現在のところはこれといったものはございません。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 現在はないということは、ある程度は理解をしておりましたが、今後検討をしていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） はい、それはもちろんしていかなければならないというふうに思っています。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） それでは、最初の生ごみについてはそれでいいと思います。

次に、固形燃料問題について質問いたします。

9月定例会において、ごみ処理調査特別委員会の最終報告が出され、約3カ月が経過しています。最終報告の中で、特別委員会では限界があるので町当局で対応してもらおうよう報告が出されました。町長としてどのような調査をして、どのような対応を考えているの

か、お聞きしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 平成30年度の第6回の12月議会において、ごみ処理調査特別委員会が設置されまして調査が進められてきたということで、9月議会において最終報告がされたと。

この間、遊神館RDFボイラー実証試験に関する経過報告等の作成過程におきまして、当時の担当者等から聞き取り等を行い、生活水道課において取りまとめをさせていただき、ご提出をさせていただいたという経緯でございます。

行政財産使用許可の関係につきましては、ごみ処理調査特別委員会の最終報告において、無許可で建設は不適切であったとご指摘をいただいたところです。

また、みなかみ町職員措置請求においては、仕様書等に基づく安全性等の確認を行うことが必要であるとされていることから、必要となる確認を踏まえた対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） そうすると、ごみ処理調査特別委員会で最終報告が出された中にあった固形燃料、当初有価物として茨城県の業者に2万1,000円で処理を委託していた。しかし、1個人が独自の判断で取りやめたというのを、このことについては、調査の結果本当にそういうことだったのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 本件につきましては、訴訟に係る可能性がある案件であることから、これ以上の詳細な回答は差し控えをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 今、訴訟という話があったんですけども、私たちは訴訟があるということはまだ知らされておりません。ですから、私は11月19日にこの一般質問の通告をしたわけですけども、どのような訴訟があるのか、また、この問題についてここで質問することができないようであれば、もうこの後質問する必要もなくなるのかなと思います。

私たちは、今まで特別委員会の中でも2万1,000円で処理できたものが3万9,000円になる、約倍ですよ。町民の税金を5,000万近く無駄に使っているわけですよ。そこの辺のところ訴訟がどうのこうのと、我々訴訟のその字も知らなかったわけですから、そういうことをここで出してもらっても非常に困るんですけども、その辺を聞かせていただければと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） これは実際に訴状が町に届いていませんので、詳細なことはお話できませんけれども、前橋地裁に提訴されたという新聞記事がございます。ですから、先ほど申し上げたように、これ以降の答弁は差し控えさせていただきたいということでございます。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） そうすると、一般質問ここでやめたほうがいいわけですかね。このことを聞きたくて、私は2万1,000円で処理できたものが3万9,000円になった、このことだけをずっと前から言っているわけです。これ町民の税金ですよ。これを1個人が判断して、それで、まして町長の決裁もとらずにやったというそういうことは絶対にあり得ないことだと思っていました。

そのことはそういうことであれば、私もここで引き下がっていきたいと思うんですけども、それじゃ、質問をちょっと変えますけれども、茨城の処理業者のほうに今まで出荷していたんですけども、茨城の業者はみなかみ町のRDFを受け入れるつもりで、トレーラーまで購入して受け入れ準備をしていたわけですけども、全量出荷ができないということで茨城の業者においても受け入れられなくなった。このようなことを招いた責任はどこにあるんでしょうか。そのぐらいは答えていただけますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それについても答弁は控えさせていただきます。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） もともとこの固形燃料問題は、私個人としているに、余りにもずさんだったのでないかと思います。実証試験の協定書においても、実証試験の期間、これがボイラーの耐用年数以上、それと、建屋を設置した場所、これが終了した後の土地への返却の内容、そういうものもありません。それと、富良野市の紹介があったということを我々は当局から聞いていたわけですけども、それは後で聞いたら勘違いだった。こんなでたためなことがありますか。町長、どうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどから申しているように、これについても答弁は差し控えさせていただきます。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） これから質問すること多分答えてもらえないんですけども、毎日ごみは出ているわけです。それを固形燃料にしているわけですけども、現在アメニティパークで委託している業者はいるんですけども、そこで断りのことが出てしまったということですが、その本社について、町長はそういう本社のほうにこういう関係の話を持っていったことありますか。生ごみの処理を途中で……

（「こういった話というのはどういう話」の声あり）

10番（鈴木初夫君） そこにいる本社はやはり世界でいろいろやっている大きな会社ですので、そこに行って、町長が行って、例えば今まで2万1,000円で処理できたので、その会社がだめならほかの会社で処理をできるようなところはないかとか、そういう話を持って相談に行けば、やはりもともとアメニティパークをつくった会社ですので、何らかの答えを出してくれるんじゃないかと思います。そうでなければ、税金がどんどん出ていってしまうと思うんですよ。

こういうことは、もし仮に本当に個人的に断ったような事実があったとすれば、1日も早くその処理を、安いほうの処理ですね、それをできるように本社とかけ合ってみたらいいかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それについても答弁は差し控えさせていただきます。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 全くこれでは一般質問の意味がないです。町長も副町長時代に起きた案件であります。管理責任を感じてほしいと思います。

それと次に、遊神館の裏に建てた実証試験建屋は町で許可をしたものでしょうか。お答えをお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それについても差し控えさせていただきます。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） この案件については、建屋について答えを出さなければ、私一方的に言わせてもらいます。

遊神館裏に建てた建屋については、もし許可を町のほうで出した場合は、これは地方自治法に違反していると思います。地方自治法96条第1項第6号、これは条例に定める場合を除くほか、財産を譲渡もしくは貸し付けの場合、議会の議決が必要でありということでございますので、議決されていないので、この建物は無効ではないかと思えます。

もし出していないとすれば、なぜあそこにあの建物があるのか。一部では、もう既に担当課とそこでその建設をした業者の人と打ち合わせまで行っているということもあるそうでございます。

そこら辺でもう答えを出してもらえないようであれば、私の一般質問、もうほとんどやることありません。

では、ごみ処理の締結については答えていただけますか。町長、お願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ごみ処理の契約の締結というのは3番のことですか。

（「3番目です」の声あり）

町長（鬼頭春二君） これはお答えしますよ。契約をしているわけですから。

（「答えられますか」の声あり）

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 毎日生産されている固形燃料に処理先がなくなってしまう、在庫の処理のため一般廃棄物として処理業者に運搬処理業務を行っております。平成29年5月22日契約の委託期間は平成29年5月22日から平成30年3月31日までトン当たり3万8,000円、消費税抜きで契約した。しかし、7月1日付で、1カ月余りで変更契約を行い、

トン当たり3万9,000円、消費税抜きにしてあります。トン当たり1,000円値上げをしています。毎日10トン近く固形燃料が生産されておりますから、年間300万円以上の増額となっております。どのような理由で1カ月余りで変更契約を行ったのでしょうか、町長にお伺いしたいと思います。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） みなかみ町の固形燃料RDFは現在一般廃棄物運搬処理業務委託契約を締結し、栃木県鹿沼市においてサーマルリサイクルとして中間処理が行われ、焼却灰を草津町の管理型最終処分場で埋立処分をしております。

一般廃棄物の処分に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村において適正に処分を行うことが義務づけられているところでございます。また、一般廃棄物の処分の場所が本町以外である場合は、処分先の市町村に対し、処分先の所在地等を事前に通知することが廃棄物処理法施行令において定められております。

本町はRDFの中間処分先であります鹿沼市においては、鹿沼市外一般廃棄物の市内処分等に関する事前協議要綱により処分に係る手続は定められているとともに、環境保全協力金の制度が設けられております。

環境保全協力金は、一般廃棄物処分に係る環境負荷の監視、市内における環境整備、環境保全等に必要経費に充てるためとされております。1トン当たり1,000円を徴すると定められております。

固形燃料RDFの処理に関して、平成29年度当初契約においては、環境保全協力金を含まない1トン当たり税別3万8,000円で契約をしておりました。その後、事前協議要綱における納付の代行の規定を踏まえ、納付業者として委託業者に委託し、協力金1,000円を含む1トン当たり税別3万9,000円とする契約変更を行いました。このことが1,000円の増額の経緯でございます。

議 長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 今の町長の答弁だとすると、要するに行政協力金を上乗せしたということなんですけれども、町長、契約というのはどういうものかご存じでしょうか。長い間こういう部分に携わってきたんですけれども、金額とか、期間だとか、それは契約ということはどういうことでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） ですから、あれじゃないんですか、当初契約ではトン3万8,000円で契約したけれども、変更契約で3万9,000円にしたということじゃないですか。

議 長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 結局、相手と約束したわけですよね。その時点、例えば5月22日の時点では法律になかったけれども、7月からその法律が新しくできたんだよと。そういうことであれば、私も理解できるんですけれども、5月22日に契約をして、期間は次の年の3月31日までの契約ですよということで契約ができたんです。それに新たなものが、もし何

かそういうものが新たに加わってきたとしても、約束事というのは金額はこれだけだよと、その3月31日までやるのが契約だと私は理解しているんですけども、法律だとかそういう部分が変わったのであれば、それはまた別ですけども、その辺をお願いしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 当初の契約においては環境保全協力金を含まないお金として契約しているわけですね。ですから、変更ではその協力金を含む変更の契約ということではしているわけです。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） その協力金も既にあるということは承知の上でこの契約を行ったんじゃないわけですか。その後これが出てきた話なんですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 当初の契約時にもその環境保全協力金というのはあったと思うんです。ただ、それは事前協議要綱の中で納付の代行というのがあるということがわかったものだから、それじゃ、契約の中で1,000円上乗せして変更契約として対応していこうということで、変更契約をしたというふうに理解しております。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） 後でわかったということは、そのときにもう既にその協力金はあったということなら、その金額でやるのが通常じゃないですか、その期間までは。それが約束じゃないですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 当初の契約の中では環境保全協力金ということはどうもわかっていないわけですよ。ですから、変更契約の中でそれを含めて契約をしたということです。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（10番 鈴木初夫君登壇）

10番（鈴木初夫君） もしその中にそれがなくて、後で新たに入ってきたということであれば、別な問題じゃないでしょうか。もし、そういう行政協力金という項目があれば、それをその運搬業者が支払うべきものなのか、そこら辺私もよくわかりませんが、業者が払うのか、あとは行政のほうか、そこら辺のところがあって、それは別の項目としてやるんじゃないんですか。どうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 別に別の契約ということで、別の契約でやってもいいんですけども、事前協議要綱の中に納付の代行ということがうたわれているので、その契約の中で対応できるということで、新たに環境保全協力金を変更の中で対応したということです。

議長（小野章一君） 鈴木君。

(10番 鈴木初夫君登壇)

10番(鈴木初夫君) 私はなかなかこの問題について納得がいくわけにはいかないわけですが、この一連の問題の中で、どうしてもちょっといろいろな面で疑問が湧いてしまうので、全ての中のものに疑義を感じてしまうわけです。

どうかだけれども、この問題だけは当局もしっかり検証して、検証委員会みたいなものをつくってしっかり答えを出して、そしてまた、議会のほうにも報告していただきたい。それと、町民に対してもやはり新聞等でいろいろ騒いでいますので、これをちゃんとした形で町民に報告していただければと思いますが、町長、いかがですか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 議員の皆さんが特別委員会まで設置して、調査研究をしていただいて、ああいう最終報告になったというふうに理解をしております。それをじゃ、その後は当局やれというふうに投げられておりますけれども、当局は最善を尽くして解決に向けていきたいというふうには考えております。

議長(小野章一君) 鈴木君。

(10番 鈴木初夫君登壇)

10番(鈴木初夫君) 町長のリーダーシップを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(小野章一君) これにて10番鈴木初夫君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をとりたいと思います。再開は10時40分にしたいと思います。よろしくお願ひします。

(10時22分 休憩)

(10時40分 再開)

議長(小野章一君) 休憩前に続き、一般質問を行います。

通告順序6      3番 鈴木美香      1. 乳幼児の検診について  
2. 子育て環境にたいしての町の取り組みは

議長(小野章一君) 次に、3番鈴木美香さんの質問を許可いたします。鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3番(鈴木美香君) 3番鈴木美香。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問につきましては、重複する部分、また一つ一つ細かくお伺いすることもあります。ご了承ください。

まず初めに、乳幼児の検診についてお伺いします。

我が国の乳幼児健診におきましては、1939年に愛育会と中央社会事業協会により提唱された乳幼児1歳健康診断が始まりとされ、1947年母子健康手帳発行を初め、先人

の知己のもとさまざまな追加項目、配慮、検討をなされ現在に至っております。

母子健康手帳におきましては、日本独自のものであったものが今では多くの国に取り入れられて、世界中の親子の健康バイブルとなっています。

いわゆる母子手帳が6歳までの切れ目のない母子の健康を守るということは、逆に言えば、子育てに関する課題は数多くあり、限りがないとも言えます。乳幼児の健診は健康であるか否かを確かめるものとされ、子育てに関する重要な指標を示しています。

国で定められた1歳6カ月健診、そして3歳児健診のほかに町ではどのようなものが行われていますか。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） みなかみ町では乳児相談、乳児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、2歳6カ月児歯科健診、3歳児健診を行っております。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） さまざまな健診が行われているということですが、健診従事者には医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士や心理職など、確保しなくてはならないとされていますが、人数や資格取得者に不足はありませんか。健診を担当するスタッフさんの急な病欠などの体制はどのようになっていますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ご質問のとおり、健診にはさまざまな資格取得者が必要であります。子育て健康課には保健師、栄養士がいます。その他健診従事者は委託等をお願いをしております。小児科医及び心理職については、大変専門性が高い職種でありまして、管内には少ないため、確保に苦慮をしております。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） その方が病欠のときは、病欠というか、病気で急遽いられられないというときはどのような体制になっておりますでしょうか。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

健診には従事者が必要ですので、何人か委託をしておりますので、その中で来られる方をお願いしています。保育士については、にいほるこども園で対応することもございます。以上です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 健診の会場や時間帯に問題はありますか。というのも、ほとんどの健診は午後からと聞いていますが、午前中に行っているものがありますか。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 医師のいない乳児相談については、乳児の生活のリズムに配慮して午前中に開催をしております。

また、待ち時間については、各健診において医療関係者だけでなく保育士が従事して、乳幼児の遊びや親子のかかわりを支援するとともに、心配事等の相談を受けることにより、有意義に過ごせるようにしております。

議 長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 健診をしていただく医師には、午前中に診ていただけないか打診したことはあるのでしょうか。健診は午後というのが当たり前になっているようですが、午前中できるものもあるのだとすれば、可能性はゼロではないということですが、いかがでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 医師が必要な健診については、事前に医師に相談をして来ていただくということにしていますけれども、やはり皆さん午前中はご自分の正規の勤務がございまして、午前中は診察があるためなかなか来ていただけないという事情がありますので、その辺については町としてもいたし方がないかなというふうに思っています。

議 長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 健診につきましては町の事業ということでもありますので、ぜひ打診を続けていただいて、要望があるということで町からの要望ということを医師に伝えていただいて、協力をお願いしていただきたいと思います。

待ち時間はほかのお母さん方の交流を交えながらの大事な時間であると思いますが、子供たちにとっては午後はお昼寝の時間が重なってしまいます。二、三時間ある健診はぐずってしまい、正直正しい診断ができていないかわからないお子さんもいると聞きます。上の子を持つお母さんからは、迎える時間に間に合わず困ったことがあると聞きました。どのような対応をしていらっしゃいますでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 時間に間に合わなかったとかそういったことがあれば、検査を受ける順番を変えとか、対象者数に合わせて従事者を増員することによって待ち時間を少なくして、皆さんが受診できるように対応しています。

議 長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 健診を受ける幼児の保護者に対しても、例えば時間の都合があるかどうか、次回の健診の前日までに連絡をしていただくということは可能だと思います。後から受け付けをして都合があって早く帰りたいと申告した方が優先というのは、ちょっと問題があると思います。ほかのお母さん方の心情も考慮していただきたいと思いますが、どう思われますか。

議 長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

さまざまな家庭のご都合等がありますので、その都度きちんとお聞きして検討して改善できるものは改善していききたいと思います。

以上です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） また、中にはアレルギー体質のお子さんを持つご家庭がいらっしゃいます。

おやつや離乳食の試食品などを提供されるということなのですが、うちの子だけ食べられないということがあると聞きました。対応はいかがでしょうか。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

健診で提供しているおやつについては、そこでおやつを食べるということではなくて、食事指導の一環としてこういう手づくりもあるよという形で栄養士が提供しておりますので、おうちに帰ってお子さんと食べていただくという形で提供しております。

現在はアレルギーのお子さんでも食べられるようなおやつをつくって提供しておりますので、そこで食べるというものではありません。

以上です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） すみません、私が得た情報とちょっと違ったので、すみません、失礼しました。町ではきちんと対応しているということで安心しました。

昔に比べてと申しますと時代を感じてしまっていますが、アレルギーの要因や対応も多岐にわたるものがあり、配慮を必要とするものがあります。子供が小さいうちは個々のアレルギーを親が気づけないということもあるかもしれません。中には命にかかわるものもごございます。小学校に上がるときの給食等もごございますので、情報の共有には力を注いでいただきたいと思います。

大事なお子様の健康診断の対応はお子様を挟んで、町が子育て世代にどのように取り組んでいるかというのがはっきりわかる場所だと思います。しっかりとした体制で安心して今後も一緒に子育てしていく町であること、皆様の子供はみなかみ町の未来、宝であると伝わる機会であることを意識して対応していただきたいと思います。

さて、健康診査をしましたというだけでは、母子の健康に不安要素が残ります。健診時、お母さん方は健康であってほしいと願いながら緊張して臨みます。赤ちゃん、子供たちはいつもと違う空気を察し、ふだんどおりでない反応をするかもしれません。幾つかの検査をしていく中で、再検査が必要だったり、治療をしていかなければならない事案もあると思います。

数多くの健診がある中、法定健診と言われる1歳6カ月健診と3歳児健診において、町では何%のお子様が必要精密検査の対象になっておりますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 子育て健康課長。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

3歳児健診においては対象者が100名、受診者は98名、その中で異常なしが79名、再検査後に異常なしと認められたものが11名、治療中が1名、要精密検査の中での異常なしが1名、要観察が2名、要治療が3名、未受診が1名ということで、対象者100名のうち98名が受診をしております。ただ、その2名の中には健診に来ない、電話も出ない、訪問しても出ないというようなお子さんもいますが、保健師が何度も訪問したりというふうな対応をとっております。ほぼ健診のほうは実施できているという状況になっております。

以上です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 受診を受けたがらない、保護者がそもそも最新の通知を受け取りながら個別で医療機関を受診しない、そもそも健診を受けに来ないというのは、先ほど課長もおっしゃったとおり、幼児虐待の可能性も示唆するものであったり、病理治療する可能性を失ってしまうこととなり得る事態です。

幼児虐待につきましては今は本当に社会問題になりまして、健診時や訪問事業時、町や学校、地域が気づけないことの責任ということを問題視する時代であります。これに関しては、別の機会に取り上げさせていただきたいと思いますが、病理早期発見において少しお伺いしたいと思います。

1990年、3歳児健診におきまして視聴覚検査が追加されました。眼科検診ではどのような検診をされておりますでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 子供の視力検査及び聴覚検査の取り組みについてのご質問ですが、子供の視力は生後3カ月から6カ月ぐらいいままでに急激に発達し、6歳ごろに大人と同じになり、8歳ごろには発達が終わるというふうに言われています。この時期に物をはっきり見る経験がない場合は視力が発達せずに、眼鏡をかけても視力が出ない弱視になる場合があります。そこで、母子健康手帳に視覚発達についての説明及びチェック表を掲載し、早期発見の大切さを周知しております。

また、平成29年度からは、3歳児健診において家庭内検査に加え、機械、スポットビジョンスクリーナーを用いた屈折検査、視能訓練士による眼位・立体視・視力検査を行っています。

みなかみ町は群馬県が平成30年3月に作成した3歳児健康診査における眼科検査の手引きにのっとり、眼科検査で精密検査が必要となった者に対して紹介状を作成し、協力医療機関の受診を勧めるとともに、受診結果の管理を行っています。

平成30年度の眼科検査実施状況は対象者100人について検査を受けた者は98人でした。従来の家庭内検査に比べ、屈折検査を用いることで検査精度が向上し、弱視等の早期発見に寄与していると思われます。

聴覚検査については、生まれてくる子の1,000人に1人か2人に聴覚の障害があるというふうに言われています。聴覚は胎児のときから発達しており、言葉の習得と心の成長のためにとっても重要であります。

当町では、産婦人科診療ガイドラインに、2017年より多くの参加医療機関において新生児聴覚検査が実施できる体制になったことを受けて、平成30年度からは母子健康手帳の交付にあわせて受診票を発行して、1人3,000円の検査費用の助成を行っており、おおむね生後3日以内に検査が実施をされています。ちなみに平成30年度の検査実施状況は、出生のあった79人全員が検査を受けております。新生児機能検査により難聴を早期に発見し、適切な医療に結びつくことで、乳児の健やかな成長を促していると考えております。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 先ほど、眼科検診では2年半前からスポットビジョンスクリーナーを導入して屈折検査を行っているとお伺いしました。まだ導入していない市町村もある中、早い段階での活用は子育て支援に力を注いできたみなかみ町ならではの思います。

幼児が行う検査は、年齢が幼いため理解ができず判断が難しいと思われます。弱視の中でも片目だけ弱い場合、効き目で物を見てしまうため、生活は支障なく全く気づかない親もいるそうです。

弱視の治療の有効年齢は、個人差もありますが、おおよそ五、六歳と言われています。小学生からでは治療を受けても一生弱視になる可能性が、先ほども町長もおっしゃいましたが、非常に高くなるので、より早い治療が必要になります。

はっきりくっきり物が見えることを脳にインプットさせるためには、眼鏡を使用するのが通例です。いわば、眼鏡は治療用器具とも言えます。また、治療の過程では、回復度合いを見てレンズの度数を何度も変える必要があります。しかし、乳幼児期は眼鏡等の扱いがふなれなため、眼鏡を壊してしまったり、なくしたり、レンズが傷ついたりと何度も買いかえる必要があります。さらに、乳幼児用の物は特殊レンズでもあるため、通常価格での購入は難しいと言えます。

また、小児難聴も早期発見、早期装用が大前提とのことです。というのも、赤ちゃんは大体12カ月ぐらいから言語理解が始まるそうです。難聴児の補聴器装用は言語理解、言語習得においてとても重要だと言えます。ゼロから1歳児で新生児聴覚スクリーニング検査を行い、3カ月でさらに詳しく耳鼻科での難聴診断、そして6カ月の補聴器装用と、この流れが1・3・6プランと言います。それに合わせた治療が必要です。

いずれにしても、眼鏡や補聴器などは大事な時期に必要な補助器具、治療器具であることには間違いありません。町ではこのような補助器具、治療器具に対して助成は行っておりますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 眼鏡については、治療器具として費用の一部を補助しております。補聴器については、これは治療補助器具としてではないので、これは補助はしていません。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 先ほども申したんですが、やはり補助器具、治療器具という観点から言って、補助というのが必要ではないのかと思います。時代とともに医療の技術の発展が目覚ましい進歩で助けにはなりますけれども、弱視や難聴治療に係る経費、親の経済的な負担は見通しがつきません。また、補聴器や眼鏡を装着しているお子様を持つ親の目には見えない精神的なストレスは多岐にわたります。

皆さんの中で、娘さんやお嫁さん、ほかのお子さんを持つ保護者に対して、テレビばかり見せているから目が悪くなった。小さいうちからあんな眼鏡をかけさせてかわいそうだ。大きな音楽聞かせているから耳が悪くなった。そういった方、内心想った方はいらっしゃらないとは思いますが、何度も繰り返しますが、脳が未熟なため治療が必要なこと、しっかりとした脳の発達を促すため、また、視覚発達にはタイムリミットがあり、手おくれにならないよう子供の未来に必要な治療であること、治療のための眼鏡であること、また、言語理解のための補聴器装着ということなどを知ってほしい。中には要精密検査となっても受診しない理由として、子供に見えにくさを自覚していないために保護者が行きたがらない、かけさせたがらない、重要視していないという現実もあります。

だから、気づいてほしい、また、父母を取り巻く第三者にも装着の理由を知ってもらいたい、無用な精神的なプレッシャーをかけないでほしいということもあり、今回一般質問に取り上げさせていただきました。町でも周知の取り組みをお願いしたいと思うところですが、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 実はうちの孫も弱視で、2人の孫が眼鏡かけているんですけども、町の検診で見つけていただいて、3歳ごろから眼鏡をかけていますけれども、上のほうが来年学校入るんですけども、視力が大分回復してきて、1.2と1.5になったんですけども、そうするともう来年ごろは眼鏡をかけなくても済むという。逆に早期発見が必要なんだということが言われていますので、早い時期に見つけてもらってよかったなというふうに思っています。

それとやはり小さい子供ですから、目の視力も回復してくるわけですが、眼鏡をその都度変えていかなければならないということです。それはやはりお金のかかる話ですけども、幸い共済組合と町の補助と、そんなに個人負担がなく更新ができるように聞いていますので、この制度はそういった方にとってはありがたいのかなというふうには思っています。

ただ、補聴器については、これは今までずっとこれは治療というふうには捉えていないということなので、町としても補助をしていないということでございます。

議長（小野章一君） 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3番(鈴木美香君) 補助というのは、回数とか上限とかというのはあるんでしょうか。

議長(小野章一君) 子育て健康課長。

(子育て健康課長 上村真弓君登壇)

子育て健康課長(上村真弓君) お答えいたします。

診断書を提出等手続をしていただきまして、上限3万6,700円の100分の104.8に相当する金額を補助しております。

以上です。

議長(小野章一君) 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3番(鈴木美香君) すみません、回数は制限はありますでしょうか。

議長(小野章一君) 課長。

(子育て健康課長 上村真弓君登壇)

子育て健康課長(上村真弓君) お答えいたします。

それが合わないとかということで、それも診断書で判断なので、回数が2回までとか3回までということではなくて、診断書で判断させていただいて、必要な書類があれば大丈夫ということですよ。

議長(小野章一君) 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3番(鈴木美香君) 診断書ということですので、度数にあわせて買いかえができるということで安心しました。ありがとうございます。

町の取り組みによって、一生治らない弱視に困る人生の子供が減ることを願うばかりです。今後もその取り組みを続けていただきたいと思います。

次に、同じ子育てに関することですので、分けなくてもよかったのかなとは思いますが、質問事項2項の子育て環境についてお伺いします。

市町村に乳幼児健診が移譲された1990年代半ばから現在に至るまでの期間の間診項目に対する考え方は、乳幼児健診で問診票に用いられてきた項目の分析を通じて、乳幼児健診における標準的な問診項目の考え方について示すものでした。

これからの時代における問診項目に対する考え方は、厚生労働省が全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指し、関係する全ての人々、関連機関・団体が一体となって取り組む国民運動として推進している健やか親子21(第2次)の考え方の一つ、個人と社会とのつながりや子供の健康課題の格差の存在に目を向けた上で、社会に生きる子供の健やかな育ちを支援していこうというものになりました。

乳幼児健診についても、このような考え方が取り入れられていることが求められており、従来の乳幼児健診の考え方に大きな変革が求められています。具体的に言えば、個から個に加え、これからは個から社会へ、社会からまた個へ、そして集団と社会という見方で問診項目を捉える必要があります。

これは地域ごとの比較や経年推移の検討の上に成り立つものでして、そのためには、全

国で共通の間診項目を共有すること、それを個と地域への還元につなげることが求められています。町では、間診項目に対する考え方につきまして、時代とともに変わってきたものがありますか。健やか親子21の町での取り組みを教えてください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 以前は個別の健康状況の把握、疾病に対するスクリーニングが標準的な間診項目でしたが、現在の項目は、健康状況を把握し保健指導につなげるだけでなく、親子が抱える地域における健康課題の把握にも活用でき、先ほど出ました健やか親子21の指標をモニタリングにすることにも活用をしております。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 厚生労働省が推進する国民運動ということですので、健やか親子21ホームページができております。妊産婦から乳幼児、学童、思春期、成人、そして社会の役割など、全ての人がかかわる情報やアンケート、データなども多くありますし、みなかみ町においては、健やか親子21に基づいたみなかみ子ども・子育て支援計画を策定したということですので、リンク先にアクセスできるように、町のホームページにバナーなどの添付をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

町ではみなかみ町総合計画を策定しております。その施策の中に子育て支援の充実、その目的の基本方針の中に子供を社会全体で見守り、育てる環境を充実させると掲げております。

先ほど鈴木美香議員もおっしゃられたように、子ども・子育て支援事業計画の中でも基本目標として1、「すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つまち」、2、「すべての親が安心して、子どもを産み、育てられるまち」を目指し、さまざまな子育て支援事業を行っております。

また、平成29年度からはみなかみ町子育て世代包括支援センターすくすくを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、専属の保健師を配置し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供しております。

また、子育て世代での経済的支援としましても、出産祝い金、入園・入学支援金、子育て家庭住宅新築補助金制度等々さまざまな面で支援ができるようになっております。

現在このようないろいろな支援のことは、細かくはホームページに載せてあります。ただ、その取り組みが健やか親子21というふうな文言では載っておりませんが、子育て健康課で取り組む事業全てが、この健やか親子21の3つの基盤課題に寄与するものと考えております。

以上です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 健やか親子21（第2次）、せっかく厚労省のホームページもごさいますので、飛べるようにリンク先、バナーをつけていただくような形をしていただきたいと思いますのですが、町長いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それでは、検討させていただきます。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） ありがとうございます。

みなかみ町は子育て環境におきまして、中学生までの医療費の無料化や不妊症治療費助成事業など先進的な取り組みを早い段階で着手してきました。これは執行機関である町の決断力と先輩議員の皆様の働きかけによるものと感謝しております。

町や県の推奨、助成により、ほかの市町村が追随し、今は子育ての環境も余り差がなくなってきました。逆に周辺地域では助成されながら、みなかみ町においては対象とされていないものの中に、不育症の助成があります。

不妊症というのは子を待つ夫婦には大きな壁ですが、不育症ですね、妊娠初期における不育症、つまり妊娠はするけれども、22週以前の流産を繰り返す反復流産、習慣流産に加え死産、生後1週間以内の早期新生児死亡を繰り返す、非常に辛いことですが、そのケア及び治療における経済的な補助はいかがでしょうか。ちなみに群馬県下では、現在沼田市を初め、桐生市、富岡市、安中市、邑楽町、大泉町、明和町、板倉町、下仁田町が不育治療費助成事業を行っております。

不妊症同様、子供を持たない悲しみは幾ばくかとも心を痛めることですし、不育症は命を1度授かったがゆえの苦しみと、自分のせいではないかという自己責任、また、子宮をきれいにしなくてはいけない施術を受け、心身ともにつらい期間を過ごさなくてはなりません。

不妊症治療助成事業と同じよう経済的な補助を受け、治療により子を持つチャンスがふえるなら、諦めないで頑張れるなら、その背中を押してくれる町になっていただけないでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 不育症というのは、先ほど鈴木議員からお話のあったとおり、妊娠は成立するものの、流産や死産、新生児死亡を繰り返して、結果的に子供を持たない状態を言うというふうに聞いています。

町では不妊治療の助成は行っておりますけれども、この不育症治療については助成を行っておりません。ただ、県内を見ても20の市町村で、もう既に助成事業を行っているということでありますので、今後検討していきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 前向きなお答えをいただきましてありがとうございます。

助成を受け、みなかみ町で頑張ろうと思ってくれる夫婦に新しい命が授かることを願う

ばかりです。そして、それこそ町全体が赤ちゃんの誕生をお祝いするということなのだと思います。

次に、チャイルドシート関連につきましてお伺いします。

以前は貸し出しをしていたかと思いますが、現在はどのような形になっていますでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） チャイルドシートの貸し出しについては、以前は貸し出していたものが、やっぱり劣化等で安全基準に適用しなくなって、現在は貸し出しは行っておりません。

議 長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 劣化というのも前もって大体わかることだと思います。新しいチャイルドシートを用意するというで継続ということは考えられなかったのでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 今劣化と言ったんですけれども、やっぱり安全基準が、チャイルドシートそのものの構造が年々こうやって変わってきているんだと思うんですね。小さい子はこういうタイプじゃなくちゃだめだとか、大きくなればこれでもいいよとか、いろんな安全基準がどんどん変わってきているんだと思う。

うちも孫がいるので、うちも普通のシートベルトでできるようなチャイルドシート、うちで用意して孫を乗せているんですけれども、やっぱりそういう安全基準が細かく決められているものですから、なかなか全ての子供に対応するというのは難しいんだと思うんですよね。ですから、やっぱり各家庭で用意してもらうのが一番いいのかなというふうには思っています。

例えば町で貸し出しはしても、1年間はそれでいいだろう、2年目になるとまた変えなくちゃならないとか、そういった手間とかそういうのが出てきますので、町で例えば用意したとしても、1台用意すればいいというものではないんだと思うんですよね。やっぱり年齢に応じて物も変わっていかなくちゃならないと思いますので、この辺はちょっと研究をさせていただきたいなと思います。

議 長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） 正直申し上げますと、チャイルドシートというのはやっぱりかなり汚れてしまうものであり、貸し出しとなると、いずれ返さなければいけないとか、汚してはいけないというプレッシャーがあり気兼ねしてしまいます。それは実は大きなストレスにもつながります。そこまで気を使って借りるより、買って気兼ねなく使って人に上げればいい。母親の立場から思うところです。

道路交通法では、6歳未満の子供を車に乗せる際はベビーシートやチャイルドシート、ジュニアシートの使用が義務化されています。車社会の群馬県みなかみ町においては、ベビーシートやチャイルドシート、ジュニアシートは必需品なのです。貸し出しより、ぜひ助成という形で再考していただくことはできないでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そういったことも、じゃ研究はさせていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 周辺地域ではチャイルドシート購入の補助事業というのは、助成というのはしておりますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

祖父母世代におきましては、町を離れた子供夫婦が公共機関、例えば新幹線などで孫を連れてみなかみ町に遊びに来たときに、チャイルドシートやジュニアシートがなく、自分の車に乗せられないと聞きます。実際、私が働くガソリンスタンドでお孫さんを膝に乗せたまま運転するの方を見たことがございます。そのような方に交通事故の悲劇を起こさない、起こさないという取り組みで、短期間のレンタルできるものを用意していただきたいと思いますが、できますでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それらについても研究させていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ぜひチャイルドシートを初め、いろんな研究というか、周辺のこととか今後の子供を守るという視点から、取り入れていただきたいと思います。

行政の施策においては、町民サービスや取り組みにおいて考慮、検討や熟慮を重ねて始めたりしてもうまくいかないことがあるかと思います。先ほどのチャイルドシートも結局いいことだと思ってやり始めても、途中で頓挫してしまうこともございます。

今回の子育て支援について一般質問を考える際、もう一つ町のホームページで、いわゆる失敗例と申しますか、見つけてしまいました。

それはみなかみ町独自で開発した安心出産子育てスマートフォンアプリみなこです。ホームページ上に本サービスは終了しましたとなっておりますが、始めた当初の計画と目標、なぜ終了したのか、お伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 子育てアプリみなこにつきましては、平成27年度より地域少子化対策強化事業として運用を開始しました。運用当初の27年度は80名の登録がありましたが、28年度から休止までの期間の新規登録はありません。

なぜなくなったかというのと、新規登録が少なくなったと、やはり今のITの環境は年々発達していますので、この27年度当初は子育て支援のアプリというのは余りなかったんですけども、その後どんどん無料のアプリができてきているといったこともありまして、休止した理由としては、最新のOS環境に対応できないためバージョンアップを検討することになりましたけれども、現在さまざまなサービスが付加された無料の子育てアプリがたくさん出ております。

無料アプリがあるのに町のアプリを再開させようとする場合には、やはりいろんな意味からですが、使い勝手の向上とか、町民に特化した利用ができるようにするとか、機能の

追加がいろいろ必要になってきましたので、現在はそういった無料のアプリがたくさん出回っているということで、また町民からの要望もなかなかないということで、停止をしているという状況です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） これは補助金を使ってということの事業だったと思います。町の負担は少なく、よく言えば1つの取り組みにおいて勉強になったということだと思います。悪く言えば、今の時代にインターネットに関して対応する町の体制が整わなかったということも言えるのではないのでしょうか。

話聞くと、何かチャットとかそういうのを使えるのに、返信が間に合わないとか、対応してくれないとか、スルーされるという状況もあったようなので、そういうことに対応できない現場というか、受け手というか、町の対応もあったのではないのでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そうなんです。議員おっしゃるとおり、平成27年に国庫補助金で、790万ほどの補助金をもらってつくったアプリなんですね。その当時はなかなか、今現在スマホなんかも随分普及していますけれども、当時はまだそれほど普及していなかった。それになれた職員もいなかったということとかいろいろ重なって、なかなかうまく使い勝手のいいシステムにはなっていかなかったと、そういうことがあるんだと思います。

やっぱり全額国庫補助のできるなんていうと、町村はすぐ飛びつきたくなるんですけども、やっぱりもう少しよく検討して、導入していけばよかったのかなというふうには思っております。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 790万使って80名の登録で終わってしまった事業ということですか。これはネットを使ったということで、前回私が一般質問させていただきました町のホームページの充実をということにも共通するところがございます。ホームページやネット関連にしまして、しっかりとした組織づくり、体制を整えていただきたいと思います。

そうすれば、せっかくの取り組みがPR不足とか対応の不備によって継続できなくなってしまうという、失敗に終わってしまうという可能性を少しでもないようにしていただきたいと思います。町長の考えをお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やはり補助金にしろ、町の税金にしろ、貴重な財源を使っているわけですから、無駄のないような使い方をしていかなければという、それは一番考えなくてはならないことだと思っています。

山本一太知事が知事になって、かなりITには本人も興味を持っているみたいだし、情報発信はそれでやっていくんだということで、県庁に録画室もつくって、市町村とも国とも意見交換をしていくんだということでは言われています。

知事とも2回ほど懇談会することがあったんですけども、今度市町村長ともタブレッ

トを通して意見交換するから、ぜひ町村も用意してくれというふうに言われていますけれども、なかなかそういった関係にすぐ対応できる所と、やっぱり年配の市町村長さんは、そんなこと言われたってあれだね、集まれと言えればすぐ県庁に来るんだから、そんなこともやらなくても今の体制だっていいんじゃないかとか、そんなことも言われる市町村長さんもいますけれども、時代は流れていますから、時代の流れにのっとったいろんな情報発信を考えていくということは必要だと思いますので、町としても、特にホームページというのは町の広告塔ですから、十分皆さんに発信できるような環境にしていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 実は何かみなかみ町はテレビ会議ができるというお話も聞きました。そちらも活用して、山本知事とのテレビ会議をしていただきたいと思います。

検討というか、ホームページの充実ということですので、そこに本当に力を入れていただきたいと思います。

残り時間がちょっと少なくなっていました。子ども・子育てのことについて話をさせていただいたんですが、予防接種についてちょっと1つお伺いしたいと思います。

現在6年生の2種混合接種につきまして、以前はしていた学校集団接種ではなく、個別医療施設受診となっていると聞きました。なぜそうなったのか教えてください。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

すみません、通告になく資料がないので、後日お調べしてお答えしたいと思います。

以上です。

議長（小野章一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） すみません、現在町は学校統合を控えております。子育ての延長というか、子育てしていくまちとして、学校給食の無料化について通告をさせていただいたんですが、これは次回の一般質問に取り上げさせていただきたいと思います。

私たちが子育てした時代とは大きく環境が変わり、地球規模の要素を踏まえた未来像をしっかりと上げていく子育て、我がみなかみ町のみならず、安心して子育てできる環境のさらなる充実化は、今後SDGsを踏まえた国としても大きな施策の柱になると思います。

いつか、いずれ、どこかが、周りが始めて背中を追って、じゃうちもというのではなく、みなかみ町子育て環境すごく頑張っているよね、ここで住んでよかったね、そう思えるまちづくり、今がここぞというときだと思います。かじ取りをきちんと子供のほうに目を向けていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（小野章一君） これにて3番鈴木美香さんの質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

---

休会の件

議長（小野章一君） お諮りいたします。

明日12月5日から、12日までの8日間は議案調査のため休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12月5日から12日までの8日間は、休会することに決定いたしました。

---

散会

議長（小野章一君） 以上で本日の議事日程第2号に付された案件は全て終了いたしました。

この後の会期日程をご連絡いたします。

5日には、午前9時より総務文教常任委員会を開催いたします。

6日には、午前9時より厚生常任委員会を開催いたします。

9日には、午前9時より産業観光常任委員会を開催いたします。

10日には、午後1時より議会だより編集特別委員会を開催いたします。

また、最終日13日は、午前9時より本会議を開きます。

なお、本日、本会議終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、ご出席をお願いしたいと思います。議会全員協議会は11時40分から始めさせていただきます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（11時31分 散会）